◆地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
平成27年度一般会計決算における使途状況は、次のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 618,268 千円
（歳出） 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 9,605,156 千円

（単位：千円）

事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,768,938	1,147,754		19,373	79,229	522,582
	高齢者福祉事業	102,339	14,162		4,057	11,075	73,045
	児童福祉事業	3,842,015	2,001,600	7,200	359,085	194,071	1,280,059
	母子福祉事業	260,560	88,556		2,577	22,305	147,122
	生活保護扶助事業	1,267,933	911,050		1,249	46,820	308,814
	小計	7,241,785	4,163,122	7,200	386,341	353,500	2,331,622
社会保険	介護保険事業	734,436	5,315			95,990	633,131
	国民健康保険事業	480,508	256,310		200	29,490	194,508
	後期高齢者医療事業	727,365	77,095			85,609	564,661
	小計	1,942,309	338,720	0	200	211,089	1,392,300
保健衛生	疾病予防対策事業	410,006	9,819		2,443	52,364	345,380
	医療提供体制確保事業	11,056			1,057	1,315	8,684
	小計	421,062	9,819	0	3,500	53,679	354,064
合計		9,605,156	4,511,661	7,200	390,041	618,268	4,077,986